

## 発刊に寄せて

今年には産業財産権制度 125 周年という記念すべき年に当たります。今日、世界経済はグローバル化が進み、激しい国際競争時代に突入しました。その厳しい世界情勢下において、産業財産権制度は特許や意匠、商標の形で我が国の産業発展の基盤を守り、そして支え、人々の暮らしを豊かにしていくために大変重要な意義を持っております。

この度発刊する記念誌は、直近 15 年間の産業財産権制度の変遷についてまとめたものです。ヒト、モノ、カネ、そして情報が国境を越えて瞬時に移動するようになった結果、技術や産業財産といった“知”は一瞬にして幅広く共有されるようになり、特許の出願件数が世界各国で増加しています。また、特許の活用を考える中小企業や大学も増加しており、お互いの技術を活用しあうビジネスモデルも新たに見られるようになっていきます。

これまで我が国は、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部や知的財産高等裁判所の設置によって産業財産権制度を支えるインフラを整備するとともに、産業財産権のグローバルな保護を実現するための国際条約（TRIPS 協定）を締結するといった措置を講じてまいりました。

今後も引き続き、技術発展を通じて我が国の経済成長を実現していくためには、産業財産権制度を適切に運用するとともに、時代や社会のニーズに応じて不断に見直していかなければなりません。このため、経済産業省は、一国で特許を認められた出願について、他国では簡易な手続で早期審査を受けることができる「特許審査ハイウェイ」の拡大や、中小企業が産業財産権を活用して事業化や海外展開を行う際の支援を進めていくとともに、権利の活用促進や利用者の利便性向上に資する制度改正を検討してまいります。その際、本書が過去を振り返る際の道標となり、未来を切り拓く際の手掛かりとなることを切に希望いたします。

平成 22 年 10 月

経 済 産 業 大 臣

大 島 章 宏